

渡良瀬遊水地ロゴマーク使用規程

平成29年3月29日

渡良瀬遊水地保全・利活用協議会

(趣旨)

第1条 この規程は、渡良瀬遊水地保全・利活用協議会（以下「当協議会」という。）が作成した渡良瀬遊水地ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークのデザイン)

第2条 ロゴマークのデザインは、渡良瀬遊水地ロゴマーク使用マニュアル（以下「使用マニュアル」という。）に定めるものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、当協議会事務局の国土交通省利根川上流河川事務所（以下「事務局」という。）に帰属する。

(使用届出書の提出)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、使用を開始する日の10日前（土、日、祝日の日数は算入しない）までに、事務局に必要事項を記入した「渡良瀬遊水地ロゴマーク使用届出書」（別記様式1、以下「使用届出書」という。）をメールにより提出するものとする。

2 前項の規定する使用届出書の提出があった場合、事務局は使用目的が次の各号のいずれかに該当しない限り使用を認めるものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合。
- (2) 当協議会の信用又は品位を傷つけ、又はそのおそれがある場合。
- (3) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがある場合。
- (4) 営利目的に利用し、又はそのおそれがある場合。ただし、報道関係機関が報道目的で使用する場合を除く。
- (5) 特定の個人、政党、思想若しくは宗教の活動に使用し、又はそのおそれがある場合。
- (6) 当協議会の事業又は当協議会が認めた関連事業を推進する上で支障を来し、又はそのおそれがある場合。
- (7) 渡良瀬遊水地のイメージを損なうおそれがあると認められる場合。
- (8) その他事務局が使用について不相当と認めた場合。

3 前項の規定により使用を認めた場合、事務局は遅滞なく、その旨及びロゴマークの電子媒体をメールにより送付するものとする。

(遵守事項)

第5条 前条に基づき使用を認められ、ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事務局へ届け出た使用目的のみに使用すること。
- (2) 渡良瀬遊水地のイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) ロゴマークに「渡良瀬遊水地ロゴマーク」の表記をすること。
- (4) 自己の商標若しくは意匠に使用しないこと。
- (5) 商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。
- (6) 使用マニュアルに従い、ロゴマークの基本デザイン要素を正しく再現して使用すること。

(変更届出書の提出)

第6条 使用者は、使用届出書の記載事項に変更が生じた場合には、事務局に必要事項を記載した「渡良瀬遊水地ロゴマーク変更届出書」（別記様式2、以下「変更届出書」という。）をメールにより提出するものとする。ただし、使用目的に変更が生じた場合には、新たに使用届出書を提出するものとする。

(使用の管理等)

第7条 使用者は、ロゴマークの使用状況についての報告をするものとする。また、事務局は、ロゴマークを使用した資料や物品等の提出を求めることができる。

(使用の差し止め)

第8条 ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、事務局はロゴマークの使用を差し止めることができる。

- (1) この規程に違反して使用した場合。
- (2) 第4条又は第6条に基づき提出された届出書に虚偽の記載があった場合。
- (3) 使用者が法令に違反した場合。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事務局が不適切と認めた場合。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第10条 ロゴマークを使用した物、施策、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下に必要な措置を講ずるものとする。また、事務局は、ロゴマークの使用により生じた一切の損害についての責任を負わないものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年3月29日から施行する。

(別記様式1)

渡良瀬遊水地ロゴマーク使用届出書

提出日：平成 年 月 日

記載事項	記載欄
1. 会社名又は団体名など	
2. 本店所在地又は主たる事務所の所在地	
3. 代表者名	
4. 連絡先	
(1) 住所	
(2) 電話番号	
(3) FAX 番号	担当者名
(4) メールアドレス	
5. 使用開始日	平成 年 月 日 ()
6. 使用目的 (使用規程に反していないか確認するため、400字以内で具体的に記載してください。 また、必要に応じて、図案や説明資料を添付してください。)	
8. 送付を希望するデータ形式に✓を付してください。 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> JPEG 形式 (228KB) <input type="checkbox"/> PDF 形式 (411KB) <input type="checkbox"/> AI 形式 (48KB)

※ご記入いただいた個人情報は、届出書に関する連絡等にのみ使用します。

(別記様式2)

渡良瀬遊水地ロゴマーク変更届出書

提出日：平成 年 月 日

記載事項	記載欄	
1. 会社名又は団体名など		
2. 本店所在地又は主たる事務所の所在地		
3. 代表者名		
4. 連絡先		
(1) 住所		
(2) 電話番号		
(3) FAX 番号		担当者名
(4) メールアドレス		
5. 記載事項の変更理由	(変更前) (変更後) 【変更理由】	

※ご記入いただいた個人情報は、届出書に関する連絡等にのみ使用します。

渡良瀬遊水地ロゴマーク使用マニュアル

平成29年3月29日

渡良瀬遊水地保全・利活用協議会

はじめに

このマニュアルは、渡良瀬遊水地の価値や魅力をさらに高め、親しみを深めてもらうことを目的として作成したロゴマークの活用を促進し、使用方法等の統一を図るため、基本的なルールをまとめたものです。

1 使用方法

(1) 使用届出書の提出

ロゴマークを使用したい場合は、当協議会事務局である国土交通省利根川上流河川事務所（以下「事務局」という。）あてに「渡良瀬遊水地ロゴマーク使用規程（以下「使用規程」という。）」に基づく、使用届出書をメールにて提出してください。

なお、既に提出した使用届出書の記載事項のうち、使用目的に変更が生じた場合には、新たに使用届出書を提出して下さい。

(2) 変更届出書の提出

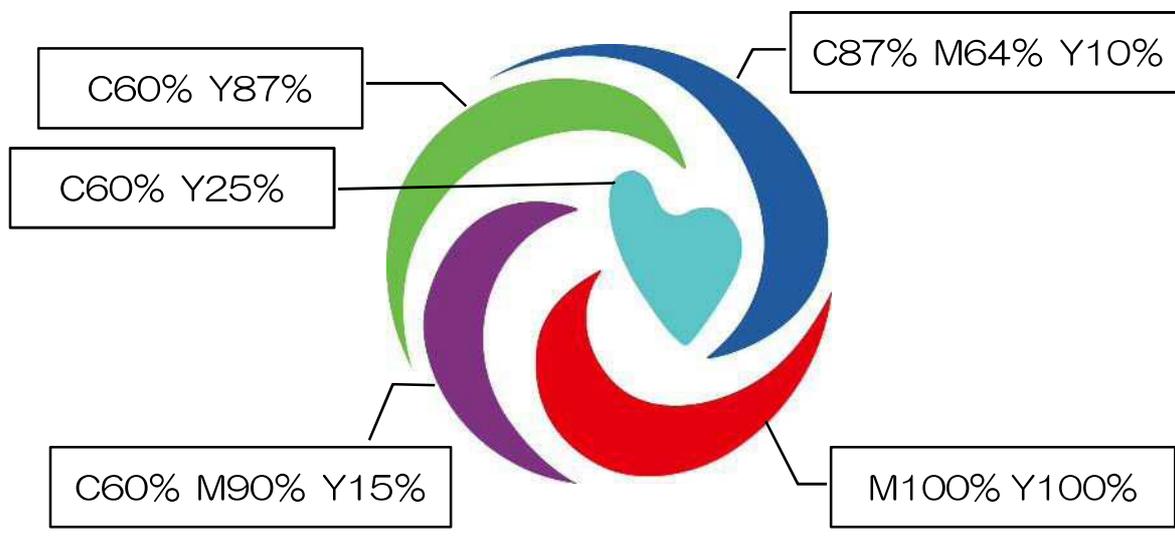
使用届出書の使用目的以外の記載事項に変更が生じた場合（担当者名のみの変更を除く）は、使用規程に基づく「変更届出書」を事務局あてにメールにて提出してください。

(3) 形、色の指定

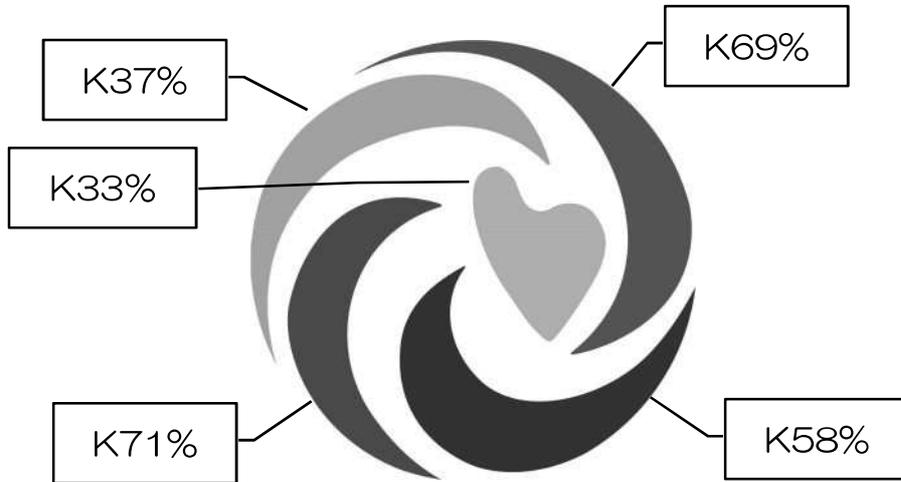
原則として、下記に示すものを基本として、形の変更や指定の色以外での使用はできません。事務局より提供する電子データを使用してください。

【指定色】

※下記の数値（CMYK 値）で使用して下さい。



【単色】 ※単色とする場合は、全てのパーツをグレースケールとして下さい。



(4) 使用料

ロゴマークの使用料は、無料です。

(5) 使用状況についての報告

使用開始後は、使用規程第7条に基づき、使用状況の分かる写真データ等（または、印刷物の場合は、原稿のPDFデータ等でも可とする。）を事務局あてにメールで提出してください。

2 使用期間

使用届出書に記載した事項に変更が無い場合は、特に使用期間の期限はありません。

3 使用できるもの

渡良瀬遊水地に関する次の項目に該当する事業等

- (1) 美術・工芸・芸能・スポーツ又は自然生物の普及教育活動、セミナーの企画・運営又は開催、書籍の制作。
- (2) 映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営
- (3) 教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。）
- (4) スポーツの興行の企画・運営又は開催

【具体的な使用例】

- ・各種スポーツ大会やイベント等の開催・運営
- ・上記の広報・PRのためのチラシ、パンフレット、看板、のぼり旗など。

4 使用の制限

使用規程第4条第2項各号のいずれかに該当する場合は、その使用を認められません。

5 遵守事項

使用規程第5条各号に掲げる事項を遵守してください。

6 その他

使用規程及びこのマニュアルに基づく使用の可・否等について、次のQ&Aに示します。

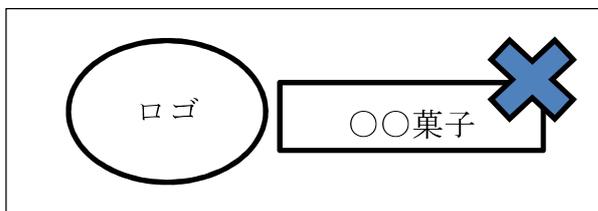
【渡良瀬遊水地ロゴマーク使用に関する Q&A】

Q1 ロゴマークの色や形を変えてもかまいませんか？

A1 色や形の変更はできません。指定色または単色で使用して下さい。

Q2 商品にロゴマークを使用できますか？

A2 特定の商品への使用は、その商品のロゴマークであると誤認される恐れがあるため認められません。



【使用届出書等の提出及びお問い合わせ先】

(渡良瀬遊水地保全・利活用協議会 事務局)

国土交通省 利根川上流河川事務所 調査課

〒349-1198 埼玉県久喜市栗橋北2丁目19-1

電話0480-52-3958 電子メール ktr-tonejo-chosa@mlit.go.jp